

所管部課	教育部青少年課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市青少年問題協議会条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和7年第4回市議会定例会において、東大和市青少年問題協議会条例を廃止する条例が可決されたことに伴い、同条例の施行規則を廃止するものである。</p> <p>(1) 内容</p> <p>条例の廃止に伴い、東大和市青少年問題協議会条例施行規則を廃止する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 令和7年第4回市議会定例会において、東大和市青少年問題協議会条例を廃止する条例が可決。</p> <p>(2) 総務課において規則廃止について審査済み。</p> <p>(3) 令和7年12月19日開催の教育委員会定例会において報告済み。</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに廃止の事務手続きを進めたい。また、本規則の廃止の他、関連する要領等もあわせて廃止手続きを進める。</p>					
5. 審議結果 決定					